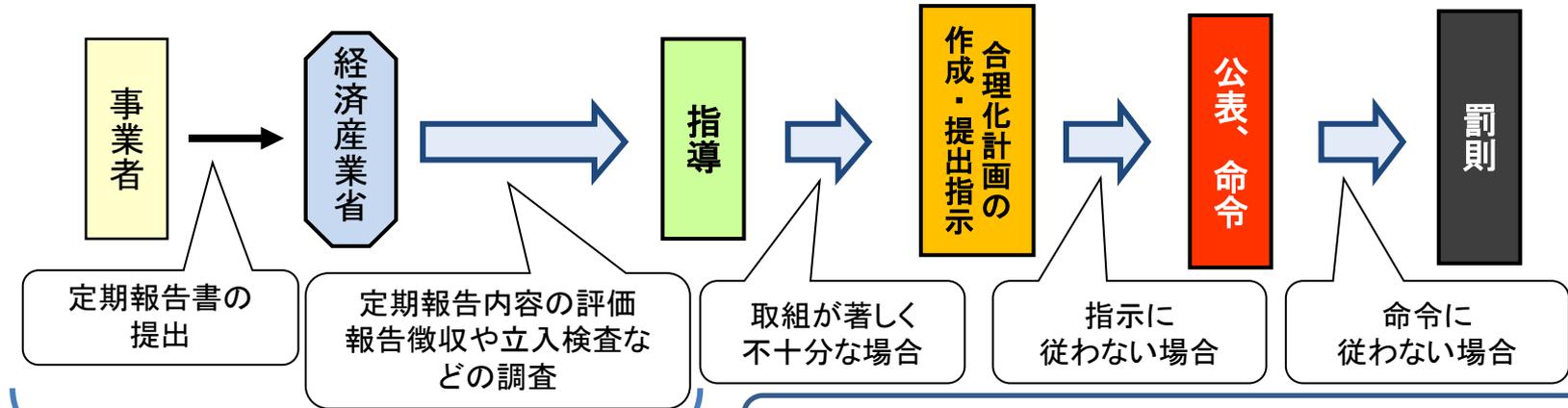


業務部門における ベンチマーク制度の創設について

平成27年10月
資源エネルギー庁

省エネ法の概要

- 年間1500kl以上のエネルギーを使用する事業者は、毎年定期報告書を提出する義務がある。
- 定期報告書の内容に基づき、エネルギーの使用の合理化の状況に問題のある事業者に対して、省エネの観点から指導等を実施。



<定期報告での評価項目>

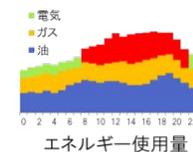
- 省エネ措置の取組状況
- エネルギー消費原単位の推移
- ベンチマーク指標の状況

①判断基準:

事業者の管理体制や個別機器の管理方法に関する遵守事項を、判断基準(告示)で規定。

②エネルギー消費原単位: 年平均1%以上低減

エネルギー消費原単位 =



③ベンチマーク指標と目指すべき水準:

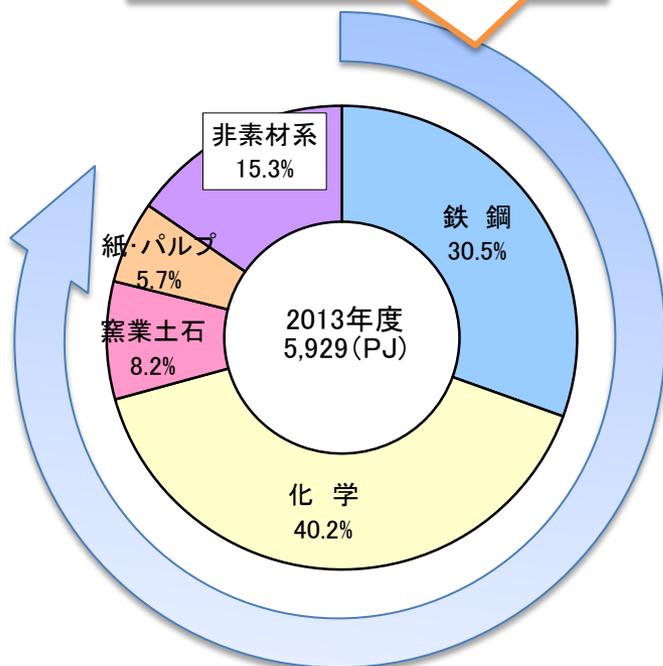
現在の設定業種: 鉄鋼、電力、セメント、紙、石油精製、化学
 目指すべき水準: 各業界で最も優れた事業者(1~2割)が満たす水準

ベンチマーク制度の概要

- **ベンチマーク制度**とは、事業者の**省エネ状況を絶対値で評価する指標(ベンチマーク指標)**を定めることで、事業者の省エネ取組をより公平に評価する制度であり、エネルギー消費原単位とは別の評価軸から事業者の評価を行うもの。
- 「**目指すべき水準**(各業界での上位事業者(1~2割)が満たす水準)」を設定し、これを満たす事業者は**省エネ優良事業者**として、定期報告上で**プラス評価**を行う。
- なお、目指すべき水準を満たさない事業者には、引き続き従来の評価(エネルギー消費原単位の年平均1%以上低減)が適用される。

産業部門のベンチマーク指標(2008~2009年に制定)

製造業の約8割をカバー



6業種10分野で設定

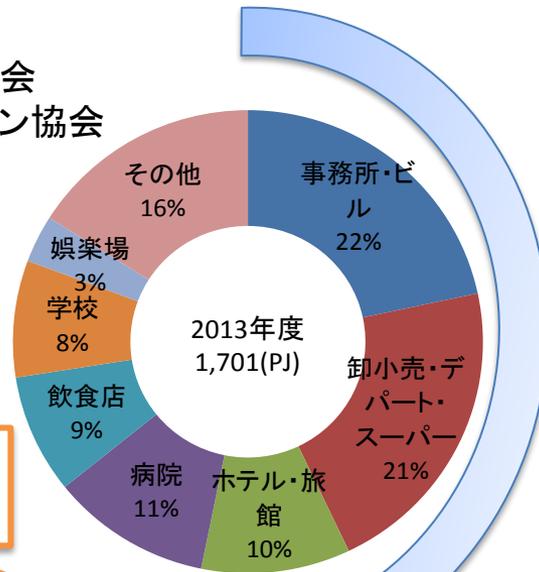
	ベンチマーク指標	目指すべき水準
(1) 高炉による製鉄業	粗鋼量当たりのエネルギー使用量	0.531kl/t以下
(2) 電炉による普通鋼製造業	上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と下工程の原単位(圧延量当たりのエネルギー使用量)の和	0.143kl/t以下
(3) 電炉による特殊鋼製造業	上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と下工程の原単位(出荷量当たりのエネルギー使用量)の和	0.36kl/t以下
(4) 電力供給業	① 定格出力における発電端熱効率を設計効率により標準化した値 ② 火力発電熱効率	① 100.3%以上 ② —
(5) セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量(出荷量)当たりのエネルギー使用量の和	3,891MJ/t以下
(6) 洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	8,532MJ/t以下
(7) 板紙製造業	板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下
(8) 石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量(当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和)当たりのエネルギー使用量	0.876以下
(9) 石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下
(10) ソーダ工業	電解工程の電解槽払出力セイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.45GJ/t以下

業務部門におけるベンチマーク制度の検討

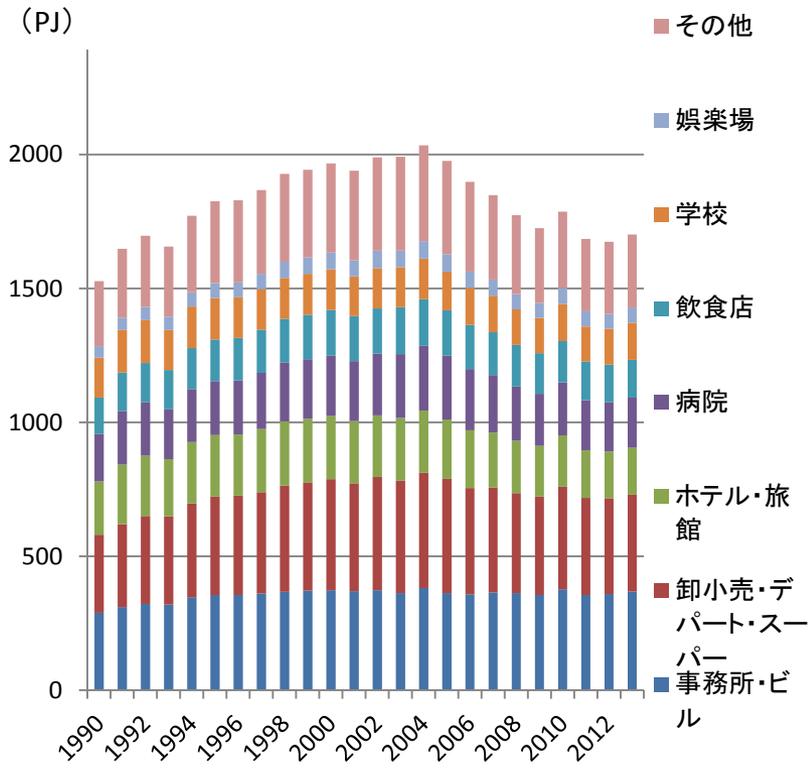
- 昨年度 業務部門におけるベンチマーク制度について検討する研究会を開催。
- 研究会では、業界ごとに適切な評価指標・評価水準の設定に向けた検討を実施。
- 評価指標は、業界ごとの特徴を踏まえる必要があり、引き続き各業界団体と個別に検討中。

研究会で評価指標・基準を検討した団体

- 日本ショッピングセンター協会
- 日本チェーンストア協会
- 日本百貨店協会
- 日本ビルディング協会連合会
- 日本フランチャイズチェーン協会
- 日本ホテル協会
- 不動産協会



業務部門の約5割をカバー



【出所】(一財)日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧2015」

今後のベンチマーク制度の位置付け

- 第14回省エネルギー小委員会(平成27年6月15日)において、今後の省エネ施策の方向性等に関する取りまとめ骨子案が検討され、この中では、ベンチマーク制度の積極的な活用が示されているところ。

<ベンチマーク制度の活用に向けた方針>

①規制面での活用

(ベンチマーク制度による省エネ優良事業者の選定)

事業者のクラス分け評価の仕組みに、ベンチマーク制度の目標達成を省エネ優良事業者の要件に位置付けるべきである。

②支援面での活用

(ベンチマーク制度と総合的な支援の在り方)

我が国として、引き続き世界トップレベルの効率を維持するためには、省エネの遅れている事業者を規制により底上げを図るだけでなく、既に相当程度省エネルギーを進めている事業者が、さらなる大幅な省エネルギー実現に向けた計画に挑戦する試みを政策的に支援することでフロントランナーとしての事業者のレベルをさらに引き上げることが、今後の好事例の横展開等を図る点からも重要である。

省エネ法上の措置と支援策を組合せ、効果的に省エネ取組みを促すため、省エネ支援策の要件としてベンチマーク制度を活用すべきである。具体的には、優良事業者等と評価された事業者からの提案や、ベンチマーク制度上の目指すべき水準を達成するための提案に対し、重点的に支援する仕組みについて今後検討すべきである。

<ベンチマーク制度の見直しに関する方針>

①産業部門のベンチマーク制度の見直し

今夏に工場等判断基準ワーキンググループを開催し、ベンチマーク指標や目指すべき水準などの見直しについて検討を実施すべきである。

②業務部門のベンチマーク制度の創設

今夏に工場等判断基準ワーキンググループを開催し、判断基準告示の改正案や定期報告の方法など、業務部門におけるベンチマーク制度の創設に向けた所要の検討を行う。

(参考) 審議事項について(第1回WGからの引用)

(2) 業務部門におけるベンチマーク制度の創設

省エネルギー小委員会では、業種ごとの実態を踏まえつつ、業務部門におけるベンチマーク制度を創設すべきとの意見があったところ。今後、本WGにおいて、適切な制度設計案が固まった業種について、導入に向けた検討を行う。

イ. ベンチマーク対象の範囲の設定

省エネ法は、原油換算で年間1500kl以上のエネルギーを使用する事業者に定期報告等の義務を課しているが、このうち、複数の業種で事業を行っている事業者の中には、個別の業種では1500klを超えない場合がある。特に、業務部門は産業部門と比較してエネルギー消費量が少ない上に多角的に事業を行っている特徴があり、エネルギー使用量が少ない副次的な事業(以下「小規模な事業」という)が多く存在することが見込まれる。

小規模な事業についても本制度の対象とした場合、同業種で大規模に事業を行う他事業者を含めて比較評価する際、事業規模の違いから、他社と比較することの意義や公平性に乏しいことから、小規模な事業の扱いについては検討が必要である旨、第13回省エネルギー小委員会においても議論されたところ。

このため、小規模な事業については、省エネ法においてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者とされている特定事業者の要件である「エネルギー使用量が原油換算で年間1500kl」に満たない場合には、本制度の対象外とすべきではないか。

なお、この考え方に沿った場合でも、主な業種において概ね95%以上のエネルギー使用量をカバーできる見込み。

ベンチマーク制度導入にあたっての考え方

- ベンチマーク制度導入には、①対象事業、②ベンチマーク指標、③目指すべき水準、の設定が必要。
- 下記の考え方に従い、「コンビニエンスストア」へのベンチマーク制度導入について審議いただきたい。

①対象事業

省エネ法定定期報告において、ベンチマーク指標の値を報告する必要がある事業の区分。同様もしくは非常に近い手法によりエネルギーを使用している業種・業態を設定。

②ベンチマーク指標

対象事業の事業者に通じて設定する評価指標とその算出方法。対象事業の特殊性を勘案した上で、省エネルギーの度合いを定量評価できるものとして設定する。対象事業者は、自らのベンチマーク指標の値を改善させるよう努めるものとする。

(参考:平成20年度工場等判断基準WG取りまとめ 抜粋)

ベンチマーク指標については、対象となるセクターの省エネルギー度合いを的確にかつ定量的に評価することができる指標を用いることが重要となる。その際、各セクターの特殊性を十分に勘案したものであることが求められ、例えば、セクター特有の燃料を用いる場合について勘案するなどの詳細な設計が必要となる。しかしながら、全ての事情を勘案した完全なベンチマーク指標を設けることは不可能であり、現実的には一度設定したベンチマーク指標に適宜検討を加え、見直しを行いつつ運用することも必要となる。

ベンチマーク制度導入にあたっての考え方

③目指すべき水準

対象事業者は、各工場等における状況を把握しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、中長期的に自らのベンチマーク指標の値が「目指すべき水準」となることを目指すものとする。

目指すべき水準は相当高い水準とし、具体的には、対象事業の上層約1割～約2割の事業者のみが満たす水準以上とする。

(参考:平成20年度工場等判断基準WG取りまとめ 抜粋)

高い水準については、セクター内の事業を行う事業者のベンチマーク指標における高い水準を示し、事業者が中長期的に目指すべき水準とする。

高い水準を満たす事業者については、省エネ法上、評価することが適切であることから、相当のレベルであることが必要となる。例えば、最新型の技術を導入した際に得られる理想的な水準を目指すべき水準とすることも一案となる。また、これまで業界全体として省エネルギーの取組を行った結果、セクター全体として国際的に相当省エネルギーが進んでいるセクターについては、既に最新型の技術を導入しており、一定の評価に値すると考えられるが、その更なる省エネルギーの促進のため、セクター内の国内事業者の分布から、その上層となる事業者が満たす水準を高い水準とするといった手法も一案である。その場合、セクター内の国内事業者の分布の上層ということで、平均値に標準偏差を加えた水準よりも高い水準の事業者を上層と捉えるといったことも考えられる。(割合にして全体の約1割～約2割の事業者のみが満たす水準。)また、特定のセクターにおいて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で省エネルギーのポテンシャルを合理的な手法により算出し、それに基づき目指すべき高い水準を設定することが可能な際、平均値に標準偏差を加えた水準と同等もしくはそれ以上の水準となる場合については、その水準を採用することが望ましい。その他、実証済みであるが普及前の技術について、その普及を仮定した高い水準を設定することも一案である。